

ホテル・旅館等における夜間の自衛消防訓練マニュアル

1 目的

このマニュアルは、ホテル・旅館等において夜間火災が発生した場合に、宿泊者の安全確保を図るために、自衛消防組織等が対応すべき事項を示し、防火管理体制の充実を図ることを目的とする。

2 対象

このマニュアルの対象は、「新たな防火基準適合表示制度実施要綱」に規定するホテル・旅館等とする。

3 マニュアルの基本的な考え方

- (1) ホテル・旅館等の関係者に対し、このマニュアルに基づき、火災発生時に自衛消防組織等がとるべき最低限必要な行動内容（以下「対応事項」という。）及びその訓練手順を示す。
- (2) 訓練にあつては、夜間の勤務体制（最低人員）で行うものとする。
- (3) 個々のホテル・旅館等の建築構造、内装、消防防災設備等に応じて限界時間を設定し、その限界時間内に全ての対応事項が行われるような体制を整備する。

4 限界時間の設定

- (1) 火災が発生した階（以下「火災階」という。）とそれ以外の階（耐火建築物の場合は火災階の直上階以上の階、耐火建築物以外の場合は火災階以外のすべての階。以下「非火災階」という。）とでは、火災の際の環境悪化時における行動可能時間が異なるため、火災階と非火災階のそれぞれについて限界時間を設定する。
- (2) 限界時間とは、出火場所の感知器の発報から、火煙の発生が自衛消防組織等又は宿泊者等にとって危険なレベルに達する時間をいう。
したがって、ここでいう限界時間とは、火災が発生した場合に自衛消防組織等が、火災の発見、通報、初期消火及び避難誘導等の対応事項を行うことができる限界時間でもある。
- (3) 火災階の限界時間
火災階の限界時間は表1のとおりとする。
 - ① スプリンクラー設備が設置されている対象物にあつては、火災階の限界時間を9分とする。
 - ② スプリンクラー設備が未設置の対象物にあつては、建築物の構造、内装等に応じて定める基準限界時間と、延焼速度を減少させることによって得られる延長時間の和とする。

表1

条 件	基準時間	延長時間とその条件	限界時間		
スプリンクラー設備が設置されている場合（注1）			9分		
スプリンクラー設備が設置されていない場合	内装制限がなされており、 客室と廊下の区画に欄間、 ガラリ等がない場合（注2）	寝具が防炎処理され、かつ、屋内 消火栓設備を使用する場合	3分	9分	
		屋内消火栓設備を使用する場合	2分	8分	
		寝具が防炎処理されている場合	1分	7分	
	内装制限はなされているが、 客室と廊下の区画に欄間、 ガラリ等がある場合	寝具が防炎処理され、かつ、屋内 消火栓設備を使用する場合	3分	8分	
		屋内消火栓設備を使用する場合	2分	7分	
		寝具が防炎処理されている場合	1分	6分	
	内装制限がなされていない 場合	3分	屋内消火栓設備を使用する場合	2分	5分

（注1） 「スプリンクラー設備が設置されている」には、消防法施行規則（以下「規則」という。）第13条に基づきスプリンクラー設備が設置されていない部分があることを含むものとする。

（注2） 「内装制限がなされている」とは、客室の壁（床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。以下同じ。）及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台、その他これらに類する部分を除く。以下同じ。）の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で、客室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料又は準不燃材料でなされている場合をいう。以下同じ。

（4）非火災階の限界時間

非火災階の限界時間は、表2のとおりとする。

表2

非火災階の基準時間 （=火災階の限界時間とする）	延長時間とその条件		非火災階の限界時間
火災階の限界時間（3分）	A	3分	6分
	B	4分	7分
火災階の限界時間（5分）	A	3分	8分
	B	4分	9分
火災階の限界時間（6分）	A	3分	9分
	B	4分	10分
火災階の限界時間（7分）	A	3分	10分
	B	4分	11分
火災階の限界時間（8分）	A	3分	11分
	B	4分	12分
火災階の限界時間（9分）	A	3分	12分
	B	4分	13分

A：堅穴区画がなされている場合

B：堅穴区画がなされており、各室毎に定員担当の火災避難用保護具（呼吸器及び簡易防煙マスク等をいう。）が設置されている場合

5 対応事項

火災発生時に自衛消防組織等がとるべき対応事項は、次のとおりとする。

(1) 出火場所の確認

自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の受信機等により出火場所を確認する。

【訓練手順】

① 出火場所の設定

ア 4階建て以下の場合

3階以上の階にある客室のうち、自火報の受信機設置場所より最も遠い客室に設置されている任意の感知器を発報させる。

イ 5階建て以上の場合

3階以上の客室で最上階より2階下までの階にある客室のうち自火報受信機設置場所より最も遠い客室に設置されている任意の感知器を発報させる。

ウ 訓練時の状況により、感知器の発報又は地区音響の鳴動等が困難な場合は、上記の出火場所を想定した訓練とする。

② 出火場所の表示

感知器を発報させた客室内に旗等で目印をする。

③ 出火客室の条件

出火客室は、施錠しておく。

④ 複数棟ある場合

基本的に最大客室を有する棟の客室を出火場所とする。

⑤ 自衛消防隊員の待機場所

自衛消防隊員は原則として、自火報の受信機の前で待機すること。

なお、仮眠状態で待機することとしている場合は、自火報発報後15秒経過した後に行動すること。

(2) 現場の確認

出火場所に至って、現場の状況を確認する。

【訓練手順】

① 出火場所の特定

受信機の前で待機している者は自ら又は、他の隊員に指示（肉声、電話、無線機等を用いて）して、マスターキー等を活用し「火災」を表示した警戒区域の各室を開けて室内を確認し、出火場所を特定する。（ただし、受信機又は出火室表示灯などで出火客室の特定ができる場合は、出火客室のみ確認すればよいものとする。）

なお、仮眠状態で待機することとしている者は、指示されてから15秒経過した後に行動を開始する。

② ベル停止の取扱い

自動火災報知設備が放送設備と連動していない場合、ベル停止の取扱いは次による。

ア 自衛消防活動の支障となる場合は、主ベルを停止することができる。

イ 自衛消防隊員のうち最低1名が受信機設置場所で活動できる場合には、現場確認により火災であることが確定されるまでの間は地区ベルを停止することができる。ただし、当該隊員と現場確認の隊員の間で遅滞なく相互に連絡できる手段が講じられていることを条件とする。

③ 自衛消防隊の装備品等

各ホテル、旅館等の実状に合わせ必要な装備品及び携行品等を、表3を参考に準備する。

表3

品名	備考
ヘルメット	
携帯ライト	
手袋	
柱状安全帯	命綱付
拡声器	
安全靴	
防火衣	
マスターキー	
非常用エレベーター専用キー	
消火器	
自動火災報知設備の送受話器 無線・トランシーバー等	隊員間の連絡用
チェーンカッター等	客室ドア開放用
担架・簡易（布）担架，車いす	
カウンター	避難人数の確認等

④ 自衛消防隊員の移動

移動の際のエレベーターの使用については、次による。

- ア 非常用エレベーター，及び非常用エレベーターで非常電源又は停電時最寄り階停止装置付きのものは，火災階の直下階まで使用できるものとする。
- イ 非常用エレベーターが設置されている場合は，優先的に使用することとする。
- ウ 火災確認後は，非常用エレベーター以外のエレベーターは使用しないものとする。

⑤ 火災確認時の連絡行動

- ア 火災を確認した者は，その場で「火事だー！」と2回叫ぶ。
- イ 自火報の送受話器，無線又は非常電話等を使用し，他の隊員に火災である旨を連絡する。

(3) 消防機関への通報

火災である旨を，消防機関へ通報する。

【訓練手順】

① 119番模擬通報と通報時期

- ア 消防機関への通報は，原則的に現場確認後とする。
- イ 通報要領は，事前に消防局（災害救急指令センター）の了解を得て，実際に119番通報するのが望ましいが，内線電話等を利用しての模擬通報でもよいものとする。

② 通報内容

消防機関への通報内容は、概ね次の例による。

消 防		通 報 者
		119 番をする
「はい、119 番消防です。火事ですか、救急ですか。」	⇒	「火事です。」
「場所はどこですか。」	⇒	「福岡市〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇ホテル（旅館）です。」
「その建物は何階建てですか。燃えているのは何階ですか。」	⇒	「〇階建ての〇階が燃えています。」
「何が燃えているかわかりますか。」	⇒	「客室のベッドが燃えています。」
「今日の宿泊客は何名ですか。逃げ遅れた人はいませんか。」	⇒	「宿泊者〇〇名です。 逃げ遅れは今のところわかりません。」
「近所に目標となる建物はありますか。」	⇒	「〇〇〇の南側です。」
「あなたのお名前と電話番号を教えてください。」	⇒	「フロント係の〇〇です。 電話は***-***-****です。」
「わかりました。消防隊を出動させます。」		

③ 消防機関へ通報する火災報知設備等（以下「火通報等」という。）が設置されている場合は、火通報等のスイッチを入れることをもって、消防機関への通報とみなす。

なお、火通報等のスイッチを入れるタイミングは、原則的に現場確認後とする。

(4) 初期消火（火災階の所要行動）

消火器又は屋内消火栓設備により初期消火を行う。

【訓練手順】

① 消火器で初期消火を行う場合

自衛消防隊員 1 人以上が放出動作を行い、放射態勢を 15 秒間維持する。

② 屋内消火栓設備等で初期消火を行う場合

自衛消防隊員 2 人以上によりホースを延長後、放水態勢を 30 秒間維持する。

なお、易操作性 1 号消火栓、2 号消火栓、広範囲型 2 号消火栓又は消火用散水栓の場合は、1 人で操作することができる。

(5) 情報の伝達及び防火区画の形成

宿泊客に火災である旨及び避難すべき旨を伝達、指示するとともに防火区画を形成する。

【訓練手順】

① 放送設備が設けられている場合は非常放送により、「〇〇階〇〇近くで、火災が発生しました。お客様は、従業員の指示に従い、落ち着いて避難してください。」と 3 回繰り返す。ただし、訓練を実施するホテル・旅館等に独自の放送文例がある場合は、それによることができる。

② 火災である旨が一斉に伝達される装置がある場合は、前記①の文例に準じて宿泊客に火災である旨を知らせる。

③ 客室伝達*

「火事だー！」と叫びながら、客室のドアをたたき火災である旨を知らせる行為を繰り返す。この場合、客室伝達を行う範囲は表 4 のとおりとする。

*「客室伝達」とは、客室のドアをたたいて、火災である旨を知らせる行為をいう。

表4

条 件	組 み 合 わ せ 例										範 囲	
	客室内部に スピーカー (注1)	共用部分に スピーカー (注2)	耐火建築物	内装制限		水平区画 (注3)	全ての堅穴 が堅穴区画	客室からの 直接避難 (注4)	安全な階段 (注5)	スプリンク ラー設置 (注6)		
				客 室	避難路							
客室内部に、非常放送設備等により直接伝達が可能で、かつ、最終避難経路があるかスプリンクラーが設置されている場合	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—	火災となった 防火区画内	
	○	○	○	—	○	—	○	—	○	—		
	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○		
共用部分に非常放送設備が設置されており、火災階が防火区画によって分割されていて、上階延焼の恐れが少なく、上階からの避難路が確保されている場合	—	○	○	—	○	○	○	—	○	—	火災階	
	—	○	—	—	—	○	—	—	○	○		
共用部分に非常放送設備が設置されており、上階延焼の恐れがある程度少なく、上階からの避難路が確保されている場合	—	○	○	—	○	—	○	—	○	—	火災階及び 直上階	
	—	○	—	—	—	—	—	—	○	○		
	—	○	○	—	—	—	○	—	○	—		
共用部分に非常放送設備が設置されており、上階からの避難路はあるが、上階延焼の恐れがある場合	—	○	○	—	—	—	—	—	○	—	火災階以上 の階	
上記以外の場合											全 階	

(注1) 「客室内部にスピーカー」とは、全ての客室内に、非常放送設備（一斉式非常放送設備等を含む。）のスピーカー、火災である旨が一斉に伝達される電話機（非常用構内通報機）等が設置されていることをいう。

(注2) 「共用部分にスピーカー」とは、非常放送設備のスピーカーが消防法令に基づき共用部分に設置されていることをいう。

(注3) 「水平区画」とは、建築基準法施行令第112条第1項の規定により又はこれに準じて、旅館・ホテル等の各階が耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸で区画されていることをいう。

なお、火災となった防火区画内のみ各室伝達を行おうとする場合には、水平区画を形成する当該旅館・ホテル内の全ての防火戸について、障害がないことが確認されていなければならない。

(注4) 「客室からの直接避難」とは、3階以上の全ての客室に避難器具が設置されているか又は3階以上の全ての客室が安全な避難路を有するベランダ等に面していることをいう。

(注5) 「安全な階段」とは、堅穴区画がなされている階段又は屋外階段が1以上設置されていることをいう。

(注6) 「スプリンクラー設置」とは、スプリンクラー設備が消防法令に基づき設置されていることをいう。

- ④ 防火区画の形成
防火区画の形成は表5によること。

表5

防火戸の種別	条件
<ul style="list-style-type: none"> ・常時閉鎖式の防火戸の場合 ・火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 閉鎖されていること 閉鎖障害がないこと
<ul style="list-style-type: none"> ・火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 火災階の防火戸は、全て手動で閉鎖すること。 また、火災階以外の階の防火戸は、閉鎖障害がないこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・手動で閉鎖する構造の防火戸の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 堅穴区画を形成する火災階以外の階の全ての防火戸を手動で閉鎖すること。

- ⑤ ホテル・旅館等が複数棟によって構成されている場合で、火災発生棟と渡り廊下等により連絡している棟にあつては、別棟区画を形成すること。

(6) 避難誘導

廊下に出てきた客を、次に掲げる安全な地点まで避難誘導する。

- ① 耐火建築物の場合
- ア 特別避難階段の附室
 - イ 堅穴区画がなされている階段室
 - ウ 屋上広場、安全な地点までの避難路を有するベランダ等
- ② 耐火建築物以外の場合は、安全な地上

【訓練手順】

- ① 特別避難階段及び堅穴区画された階段室がある場合
火災階以上の各階において、附室又は階段室の入口付近（1の階段で可とする。）で「ここから逃げてください！」と2回叫ぶこと。ただし、スプリンクラー設備が設置されている場合は、出火階及びその直上階において上記行為を行えばよいものとする。
- ② 特別避難階段及び堅穴区画された階段室が設置されていない場合
火災階以上の各階において、出火室より最も遠い直通階段の入口付近で「ここから逃げてください！」と2回叫んだ後、火災階の直下階まで避難誘導する。

マニュアル訓練実施結果記録表

名 称		所在地	
訓練責任者氏名		連絡先	
建 物 概 要	建築面積	m ²	使用階数 階 ~ 階
	延べ面積	m ²	
	階 層	地上 階 地下 階	使用部分の 延べ面積
	建築構造	<input type="checkbox"/> 耐 火 <input type="checkbox"/> その他	他用途の 主たるもの
訓練年月日		年 月 日	時 分 ~ 時 分
限界時間	火災階の限界時間		分
	非火災階の限界時間		分
訓練結果	119番通報（注1）		分 秒
	火災階の対応事項終了時間（注2）		分 秒
	非火災階の対応事項終了時間（注3）		分 秒
限界時間 超過の場合	改善目標日 年 月 日		
次回訓練予定日	年 月 日		

注1 自火報が作動してから通報が終わり、受話器を置いたところまでの時間

注2 自火報が作動してから避難誘導（訓練手順による）終了までの時間

注3 火災階以外の部分で行う対応事項のうち、最も遅い階で最後の行動が終了した時間を記入してください。

火災階の限界時間計算フローチャート

